インフルエンザ専用

保護者　様

学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、**「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」**となっています。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

治　癒　報　告　書

梓川高等学校長　様

年　　組　　番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年　月　日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年　月　日
医師より療養が必要とされた期間	年　月　日まで

年　　月　　日

保護者氏名